

速度取締り指針

令和6年7月
長府警察署

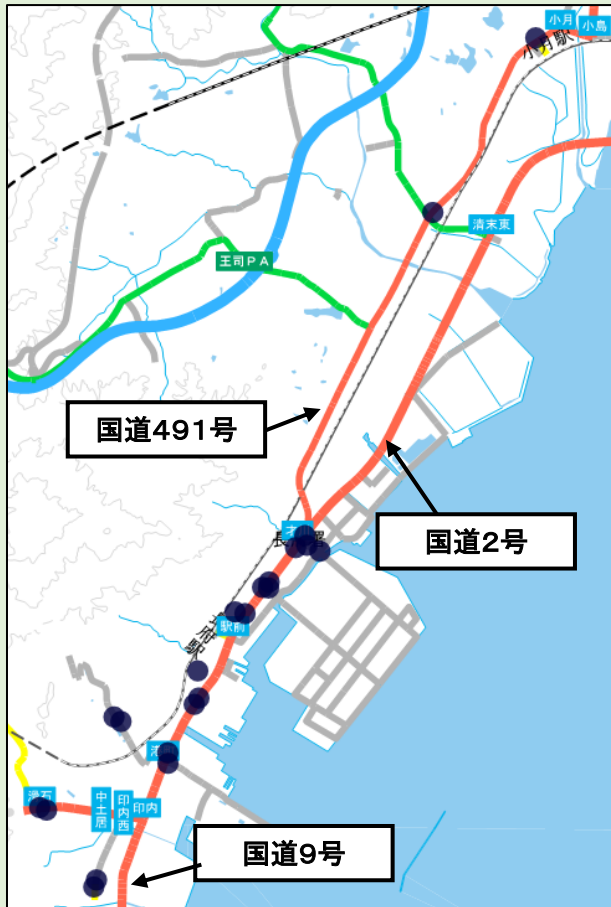
速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	7:00 ~ 21:00	乃木浜・松屋地区	60km/h
国道491号	7:00 ~ 21:00	小月地区	60km/h
県道下関長門線	9:00 ~ 18:00	内日・菊川・豊田地区	60km/h

- 通学路・生活道路についても歩行者を保護するため速度取締りを行います。
- 国道のほか、県道や下関市道でも重大事故抑止のため時間・場所をランダムに変更して速度取締りを行います。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年～令和6年6月末）



※ ●：交通事故多発エリア

- 令和6年上半期は、令和5年下半期に比べて人身事故発生件数・負傷者数ともに増加しました。
- 令和6年上半期の路線別での人身事故発生状況は、令和5年下半期と比べて、
 - ・ 国道2号、県道、下関市道では増加
 - ・ 国道491号では減少しました。
- 国道2号では才川交差点から下関市中心部方面での交通事故発生が多い状況です。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和5年～令和6年6月末（私道と駐車場を除く、令和6年は物損事故を除く）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で15件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 人身事故の発生の多い国道や県道その他、下関市道でも交通指導取締りを行います。
- 飲酒運転や無免許運転などの悪質交通違反の取締りを強化します。